

●農業委員会から

家族農業経営をより良いものにするために 家族経営協定を結びましょう

親子といえども違う時代の、違う環境の中で育った人間同士の価値観や考え方が異なるのは当然です。「こうあるべき」という決まった枠で考えず、多様なあり方を認め合っていくことが大切です。でも、自分勝手にして良い・・・という訳ではありません。お互いを認めた上で話し合いをして、家族みんなが気持ちよく暮らすことのできる「我が家のルール」を作りましょう。

家族経営協定を締結すると、認定農業者制度や農業者年金に加入する場合に支援策などが受けられます。詳しくは下記へお問い合わせください。

◆家族経営協定についての問い合わせ先

大山農業改良普及所 (☎0859-53-3721) または
大山町農業委員会 (☎0858-58-6115) にお願ひします。

8組目に米澤さんご夫婦が調印

家族経営協定調印式



大山町ではこのたび、米澤誠一・克子さん(坪田2区)ご夫婦が調印され、8組目となりました。今まで何気なく過ごしていた暮らしのあり方や農業経営の進め方について見直し、対等な仲間としてのパートナーシップを育てていきたいと思います。

暮らしの予定表、生活設計がある

- ・年中行事、伝承行事
- ・家族の共通計画
- ・個人の計画

健康を考えた働き方をする

- ・休憩時間
- ・休日
- ・安全な作業環境
(機械・服装など)

各人が家事作業分担を
責任を持って行っている

各人が農作業分担を
責任を持って行っている

家族全員が
お互いに尊重し合っている

各人に報酬が支払える

家計簿を記帳している

- ・必要家計費の予算化
- ・家計費と経営費の分離

自由になるお金と時間を
確保している

営農計画表がある

- ・家族労働力にあった経営
- ・経営移譲計画

複式簿記の記帳をし
ている

～家族経営協定～

家族経営協定は、家族農業経営をより良いものにするために、労働時間、労働報酬、休日などについて文書により取り決めを行い、それぞれ自覚をもって経営に参画することを目的に締結するものです。また、経営面とあわせて、生活面や家事の役割分担など、必要な項目について自由に取り決めができます。